

弁護士過疎地域赴任に関心がある若手弁護士の募集

～弁護士過疎地域に赴任するために、当事務所での養成を希望する若手弁護士を随時募集しています～

当事務所は、弁護士が少ない地域に設置される公設事務所である「ひまわり基金法律事務所」の所長を養成する養成事務所として日本弁護士連合会に登録されています。弁護士過疎地域に赴任するために、当事務所での養成を希望する若手弁護士を随時募集しています。関心のある方は、後記連絡先までご連絡ください。

1 求める弁護士像

- いわゆる町弁として、市民からの様々な法的ニーズに応えられる弁護士を目指している方
- 当事務所が使命とする住民のリーガルアクセス障害解消や公益的活動に意欲的に取り組める方
- 当事務所で1、2年程度、研鑽を重ねた後、ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として活躍することを希望する方

2 当事務所での養成を受けるメリットなど

- 当事務所では、市民や中小企業、団体の種々の民事事件、労働関係事件、家事事件、刑事事件、破産、再生などの債務整理など幅広い事件を扱っており、比較的短期間で赴任に必要な経験を積むことができます。
- 当事務所では、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉機関とも連携し、法的サービスが必要な方に法的サービスを届けているため、赴任後の関係機関との関係構築のノウハウを学ぶことができます。
- 当事務所には、ひまわり基金法律事務所の所長の派遣実績が複数ある他、ひまわり基金法律事務所所長として赴任した経験がある弁護士が複数所属しており、ひまわり基金法律事務所への応募や赴任に際して、経験に基づく豊富な助言を得られます。

3 ひまわり基金法律事務所への赴任までの流れ

弁護士過疎地域へ赴任することを希望し、当事務所での養成を希望して、当事務所に入所した被養成者は、ひまわり基金法律事務所への赴任経験のある弁護士を中心とする複数の弁護士の指導の下、養成を受けていただきます。その後、ひまわり基金法律事務所の所長に応募し、採用された後は、同事務所の所長として赴任することとなります。

4 その他関連事項

養成中の委員会活動等は自由です。

むしろ積極的に色々な経験をしてもらうことを推奨しています。

【連絡先・事務所見学申込先】

当事務所に関心を持っていた方は、まずは、事務所見学にお越しください。

お気軽に以下までお問い合わせください。

採用担当：森井

0 8 2 - 5 1 1 - 7 7 7 2